

## 英国知的財産庁、意匠料金の改定を公表

2016年10月7日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、10月3日、意匠料金が10月1日から改定となり、当該料金が引き下げられた旨公表した。

同庁のニュースリリースによれば、UKIPO は新しい IT システムを導入してプロセスを効率化させ、この効率化によるコスト削減をユーザーに還元した。今年実施した意匠料金改定案に係るパブリックコメントにおいて、当該料金改定案はユーザーに支持されていた。

意匠料金改定の概要は、以下のとおり。

### <オンライン出願>

	改定後	改定前
オンライン単一意匠出願	50 ポンド	60 ポンド
オンライン複数意匠出願	10 意匠まで一律 70 ポンド それ以降は、10 意匠毎に 20 ポンドを加算 (例:40 意匠で 130 ポンド)	2 番目以降の意匠出願につき、 1 意匠当たり 40 ポンド (例:40 意匠で 1,620 ポンド)

### <更新料金>

	改定後	改定前
第 1 回目の更新料金 (第 6 年から第 10 年まで)	70 ポンド	130 ポンド
第 2 回目の更新料金 (第 11 年から第 15 年まで)	90 ポンド	210 ポンド
第 3 回目の更新料金 (第 16 年から第 20 年まで)	110 ポンド	310 ポンド
第 4 回目の更新料金 (第 21 年から第 25 年まで)	140 ポンド	450 ポンド

### <その他>

	改定後	改定前
無効請求費用	48 ポンド	50 ポンド

－ UKIPO のニュースリリース及び意匠料金改定に係る規則は、それぞれ以下参照 －

[Good news for designers!](#)

[The Registered Design \(Fees\) Rules 2016 \[SI No.2016/889\]](#)

(以上)